3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書八に定める特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書八に定める特定の約束の条件の下の利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第六十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、自然人の移動を互恵主義に基づいて促進し、並びに自然人の移動のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、1の規定に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第六十四条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(a)　日本国については、日本国の国民であること。

(b)　スイスについては、

(i)　スイスの国民であること。

(ii)　スイスの区域内においてサービス提供者である永住者であること。

第六十五条　入国及び一時的な滞在の許可

1　一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書八に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に係る申請を処理するために自国の権限のある当局が課する手数料については、必要な事務費を考慮して定めることを確保する。

第六十六条　情報の提供

1　各締約国は、附属書八に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関する情報（自国への入国、自国における一時的な滞在及び自国における就労に関し、これらの許可を得るに当たって効果的な申請を行うために必要な情報を含む。）を公に利用可能なものとする。そのような情報は常に最新のものとする。

2　1に規定する情報には、特に次の事項に関する説明を含める。

(a)　日本国については、附属書八に定める日本国の特定の約束の対象となるスイスの自然人に対する許可であって、日本国への入国、日本国における一時的な滞在及び日本国における就労に関するものに関連するすべての在留資格についての次の事項

(i)　査証及び在留資格認定証明書

(ii)　査証及び在留資格認定証明書の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）

(iii)　在留期間の更新の申請及び許可に係る要件及び手続

(b)　スイスについては、附属書八に定めるスイスの特定の約束の対象となる日本国の自然人に対する許可であって、スイスへの入国、スイスにおける一時的な滞在及びスイスにおける就労についての次の事項

(i)　査証及び就労許可のすべての分類

(ii)　査証及び就労許可の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）

(iii)　一時的な滞在及び就労許可の更新の申請及び許可に係る要件及び手続

3　一方の締約国は、2に規定する情報を入手することができる関連する出版物又はウェブサイトの詳細を他方の締約国に提供する。

4　一方の締約国にとって1の規定を実施することが不可能であると判明する場合には、当該一方の締約国は、2に規定する情報及び当該情報のその後の変更を直接他方の締約国に提供する。さらに、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の者が2に規定する情報を得ることができる自国の当局の連絡先の詳細を明示する。

5　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この章の規定に基づく当該他方の締約国の自然人に対する自国への入国の許可及び自国における一時的な滞在の許可に関する統計資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第六十七条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書に関し、これらの申請（その更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3　締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、その申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

4　締約国の権限のある当局は、入国及び一時的な滞在又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の申請者に対し、決定を行った後不当に遅滞することなく、その申請の結果を通知するよう努める。その通知には、在留期間その他の条件を含める。

第六十八条　出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第十四章及び第十六章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第六十九条　一般的例外及び安全保障のための例外

この章の規定の適用上、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第八章　電子商取引

第七十条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引（物品及びサービスに関するものを含む。）に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

第七十一条　一般規定

1　両締約国は、なかんずく物品及びサービスの貿易において増加している電子商取引の利用によって、特に事業及び消費者に対して経済的な成長及び機会がもたらされることを認識する。両締約国は、電子商取引の利用及び発展に対する障害を回避する重要性並びに電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成する必要性を認識する。

2　両締約国は、サービスの貿易に関連するいかなる規定も、サービスを提供するための技術的手段が異なるとの理由により、異なる適用をされないという意味における技術的中立性の原則を認識する。